

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置業者名

業者名	住所
(株)得老	徳島県板野郡藍住町矢上字安任140-14

### 2. 指名停止措置期間

平成28年 3月 3日 から 平成28年 4月 2日 1ヵ月

### 3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

### 4. 事実概要

本件については、屋根補修工事の勧誘をする際に不実のことを告げる行為をし、同契約を締結する際に契約の解除に関する事項等法令に定める事項を記載した書面を交付せず、また、玄関等補修契約を締結した際には虚偽の日付を記載した契約書を交付したとして、同社の役員及び従業員が、平成27年8月10日付けで徳島簡易裁判所から特定商取引に関する法律違反で罰金の略式命令を受けたものである。

### 5. 指名停止措置理由

上記事実については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所管の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号の措置要件に該当し、これを準用する「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に該当する。

本件については、指名停止1ヵ月とする。

#### 指名停止措置要領別表第2

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上 9ヵ月以内

#### <問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局

高松市サンポート3-33 TEL 087-851-8061 (代)

(定時以降は 087-811-8303)

○総務部契約課長 入江 正利 (内線2511)

総務部経理調達課長 兼井 政勝 (内線6311)

○総務部契約課長補佐 高崎 勝行 (内線2512)